◎調達機関番号　018　◎所在地番号　04

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①　仙台東災害復旧関連区画整理事業　六郷換地区区画整理第二期（その１）建設工事

②　仙台東災害復旧関連区画整理事業　七郷換地区区画整理第五期建設工事

③　仙台東災害復旧関連区画整理事業　六郷換地区区画整理第二期（その２）建設工事

⑶　工事場所

①　宮城県仙台市若林区日辺地内他。

②　宮城県仙台市若林区長喜場地内他。

③　宮城県仙台市若林区今泉地内他。

⑷　工事内容

①　区画整理工　１式

整地工　57.3ha、用水路工　7.3㎞、排水路工　9.2㎞、道路工　4.9㎞、揚水機場工（建屋）１式。

②　区画整理工　１式

整地工　46.2ha、用水路工　4.4㎞、排水路工　3.3㎞、道路工　0.2㎞、揚水機場工（建屋）１式。

③　区画整理工　１式

整地工　51.9ha、用水路工　5.6㎞、排水路工　7.3㎞、道路工　7.8㎞、揚水機場工（建屋）１式。

⑸　工期

①　平成31年３月20日まで。

②　平成31年３月20日まで。

③　平成31年３月20日まで。

⑹　使用する主要な資機材

①　硬質ポリ塩化ビニル管　7,300m、排水フリューム　9,200m。

②　硬質ポリ塩化ビニル管　4,400m、排水フリューム　3,300m。

③　硬質ポリ塩化ビニル管　5,600m、排水フリューム　7,300m。

⑺　本工事は、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ａ型）の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

⑼　本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。(以下「予決令」という。)第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。)を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。)結果の公表及び監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。

⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の１年間東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事である。

⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑿　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⒀　本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料（以下｢資料｣という。)の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者であって、紙入札方式(持参又は郵送)の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得たものは、紙入札方式に代えることができる。

⒁　本工事は、労働者確保に要する費用（労働者送迎費、宿泊費、借上費、現場労務者の募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）について、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合及び建設資材の調達に要する費用（購入費、輸送費）について、通常調達する地域内の需給状況から、工事を円滑に実施するために遠隔地から調達せざるを得ない場合において、これら費用の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⒂　本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

⒃　本工事は、土曜・日曜日に工事現場（現場事務所を含む。)を完全閉所して事務処理等を含めて一切の現場作業を行わない「土日完全休工」を促進するモデル工事であり、土日完全休工の実績に応じて工事成績評定において加点評価を行う工事である。

⒄　本工事は、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用を図るため、受注者の発議により、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等の各段階において、３次元座標値を用いた情報化施工技術を活用する工事の対象工事である。

⒅　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしている者であること。

①　予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

③　東北農政局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち土木一式工事及び建築一式工事に係る一般競争参加資格の確認を受けていること。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再確認を受けている者であること。

④　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、２の⑴③の再確認を受けた者を除く。

⑤　東北農政局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち土木一式工事の一般競争参加資格の確認の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,250点以上であり、かつ、建築一式工事の客観点数が1,150点以上であること。（２の⑴③の再確認を受けた者にあっては、当該再確認後の客観点数が要件を満たしていること。）

⑥　次に掲げる施工実績を有すること。

ア　平成14年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。

イ　同種工事とは、次のいずれかとする。

ａ　農業農村整備工事（区画整理工事又は津波被災地の農地復旧工事（除塩のみの工事は除く。)に限る。）

ｂ　土地造成工事（土地の用途は問わない。）

ウ　施工実績が各地方農政局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑦　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間においては工事現場への専任を要しない。